

# 南砺市中小企業等ビルドアップ支援補助金 申請手引き

市内に事業所を有し、事業を営む中小企業等が、既存設備を省エネ設備に更新する費用の一部を支援します。ビルドアップ支援補助金とグローアップ支援補助金の併用はできませんのでご注意ください。

昨年度ビルドアップ支援補助金を申請された事業者の方も申請していただけますのでご検討ください。

## 1. 補助対象者

次の条件を全て満たすこと

- ・市内に事業所を置く、中小企業基本法上の中小企業者及び小規模企業者であること  
まずは従業員数をご確認ください。

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金又は 出資総額	常時雇用する 従業員数	常時雇用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業 ※飲食業除く ※個人事業主である開業医を含む	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業 ※飲食業含む	5千万円以下	50人以下	5人以下

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号の営業に該当していないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有していないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと及びこれに類すると認められないこと
- ・市税の滞納がないこと

### 【注意事項】

- ・一般社団法人や企業組合、協同組合、農事組合法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人、任意団体、NPO法人等は中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから補助対象外です。
- ・チェーン店、フランチャイズチェーン店は補助対象外です。

### 【常時雇用する従業員数について】

一つの法人、一つの個人事業者全体で常時雇用する従業員を数えてください。

本事業では、以下の方は「常時雇用する従業員数」には含めません。

- ・会社役員、個人事業主本人、家族従業員(事業主と生計を一にしている三親等以内の親族)
- ・以下のいずれかの条件に該当するパート労働者等
  - a 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
  - b 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短いもの
    - 1日の労働時間または1か月の所定労働日数が3/4以下
    - 1週間の労働時間または1か月の所定労働日数が3/4以下

## 2. 補助金額

事業所数に限らず、申請は1申請者当たり1回限りです。

補助率 1/2(千円未満の端数切捨て)※市外事業者への発注がある場合は 1/3 となり、上限額も変更

	市内業者に発注する場合		市外事業者での発注がある場合
	下限額	上限額	上限額
中小企業者	10万円	50万円	30万円
小規模企業者	5万円	25万円	10万円

## 3. 補助対象期間 令和8年6月18日 ~ 令和9年2月2日

- ・6月18日より前に見積書を徴収しても構いません。
- ・交付決定日より前に発注が完了している経費は補助の対象外です。
- ・補助対象期間中に、設備等の設置及び支払が完了することが必要です。
- ・クレジット払いの場合、2月26日までに代金の引き落としが行われ、カード会社からの通知書及び預金通帳等で引落の確認ができる場合に限り補助対象です。

## 4. 対象品目

対象品目	要件
(1)エアコン	目標年度 2010、2012、2015、2027、2029 年度のいずれかで省エネ基準達成率 100%以上のもの
(2)冷蔵庫(冷凍庫含む)	目標年度 2016、2021 年度のいずれかで省エネ基準達成率 100%以上のもの
(3)ショーケース	目標年度 2020 年度で省エネ基準達成率 100%以上のもの
(4)LED照明器具	統一省エネラベル星4以上又はグリーン購入法適合品であるもの ※屋内に固定して使用するものであって、LED以外からの取替であること
(5)トイレ	目標年度 2012 年度で省エネ基準達成率 100%以上又はグリーン購入法適合品であるもの ※手洗器は対象となりません。
(6)変圧器	目標年度 2026 年度で省エネ基準達成率 100%以上又はグリーン購入法適合品であるもの
(7)屋根遮熱塗装	全日射反射率が 50%以上であること
(8)その他省エネ設備	グリーン購入法適合品又は日本自動車タイヤ協会が定めるラベリング表示がある低燃費タイヤ及び耐摩耗タイヤ(貨物自動車運送事業に限る。)、国が指定する団体が型番を公表しているユーティリティ設備等

富山県トラック協会に限り、別紙の低燃費タイヤ及び耐摩耗タイヤも補助対象です。

※「貨物自動車運送事業」 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業

※「ユーティリティ設備」 経済産業省が行う「令和6年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業」及び「令和5年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金((Ⅲ)設備単位型)」において、経済産業省が指定する団体が当該団体ホームページ等で型番を公表している、高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、冷凍冷蔵設備、産業用モータ(コンプレッサに限る。)及び産業ヒートポンプをいいます。

(例)出典 経済産業省資源エネルギー庁、環境省、社団法人日本自動車タイヤ協会

目標年度と省エネ基準達成率を確認してください！ 緑色マークであれば100%以上です。



## 5. 補助対象経費

補助対象となる経費は**税抜額(消費税及び地方消費税を除いた額)**です。

- ・更新する設備等の本体価格 ・設置工事費 ・リサイクル料
- ・更新にかかる既存機器の撤去費 ・運搬料

以下の要件を全て満たすもの

- ・補助対象経費が、中小企業者は20万円、小規模企業者は10万円以上となること
- ・設備の導入される場所が、市内の事業所内であること(低燃費タイヤ及び耐摩耗タイヤについては、市内で保管する車両に限る。)
- ・他の補助金の交付を受けないこと
- ・**グローアップ支援補助金の申請をしないこと。**
- ・既存設備の更新であり、新たに設置するものでないこと(屋根遮熱塗装は除く。)
- ・新たに事業活動を開始する新築又は新設の事業所に新たな設備を導入することを目的とした事業でないこと
- ・既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと
- ・既存設備の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した設備の更新を目的とした事業でないこと
- ・専ら居住を目的とした居室における設備の更新を目的とした事業でないこと。自宅との共用スペースは認められません。
- ・将来用設備又は予備設備ではないこと
- ・令和2年度～令和7年度の間に、南砺市の起業関連(改装)の補助金の交付を受けて改修した設備でないこと

補助金例)「起業家育成支援事業補助金」「空き家・空き店舗利用促進事業補助金」

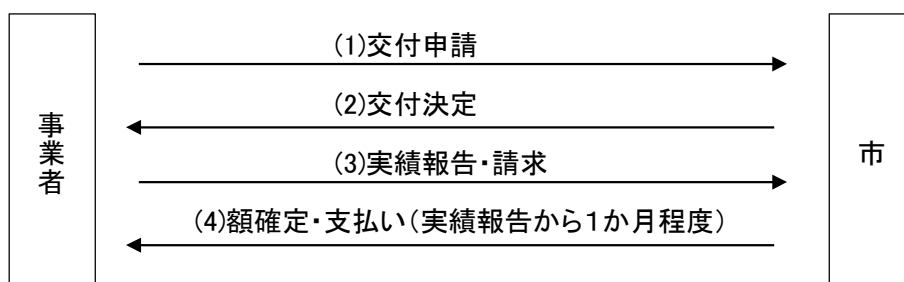
### 【注意事項】

- ・申請者(法人又は個人事業主)が支出する経費に限ります。
- ・市外事業者での発注が一か所でもある場合は、補助上限が半額となりますのでご注意ください。
- ・市外でしか調達できない設備等であっても、補助上限を半額とします。
- ・発注先の市内事業者については、見積書及び請求書、領収書に市内店舗の所在地の記載があれば、市内事業者とみなします。

## 6. 補助対象外経費(例)

- ・消費税 ・リース料 ・中古品 ・不動産購入費 ・既存の機械、器具備品の修繕費
- ・貸出、売買目的となる商品 ・自社経費 ・金券、クーポン・ポイントでの支払

## 7. 申請の流れ



## (1) 交付申請

受付期間:令和8年6月18日(木) ~ 令和8年12月24日(木) 9:00~16:00

※ 予算の限り先着順のため、受付を終了する場合がございますのでご了承ください。

次の書類を揃えて提出してください。書類が不足している場合は申請を受け付けられませんので、ご了承ください。

提出書類	注意事項
①交付申請書(様式第1号)	
②見積書	型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの
③商品パンフレット	「4. 対象品目」の要件(省エネ達成基準等)が確認できるもの ※要件を満たすことが分かるだけでなく、必ず商品の絵・型番が載ったカタログ等を添付してください。 ※省エネ基準達成率100%以上の商品は、目標年度がわかるものも添付してください。 ※「省エネ型製品情報サイト」の対象商品の記載を印刷したものでも可 ※経済産業省が指定する団体が当該団体ホームページで型番を公表しているユーティリティ設備の記載を印刷したものでも可
④着工前の写真	
⑤配置図	
⑥既存機器等の型番、製造年式がわかる写真または書類	照明器具など型番・製造年式が分からない場合は、写真等の余白に「～年購入」と記載してください。
⑦常時雇用する従業員名簿	任意の様式で、氏名のみ記載で構いません。
⑧(法人の場合)登記事項証明書の写し	交付日から3か月以内のもの。
⑨(個人事業主)直近の確定申告書の写し	
⑩市税完納証明書	【完納証明書の交付申請について】をご確認ください。
⑪運送事業許可証の写し	低燃費タイヤ及び耐摩耗タイヤを購入の場合に添付

### 【完納証明書の交付申請について】

交付申請場所:各市民センター

法人の場合:申請書に社印の押印が必要です。申請にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください。

個人事業主の場合:完納証明書の様式を市公式ホームページに掲載しています。

ダウンロードして住所と氏名を記載し、申請してください。併せて本人確認書類をお持ちください。

## (2) 補助金交付決定

補助金交付申請書の内容が適当であると認められた場合に、補助金の交付決定を通知します。

- ・補助金の交付決定額は、補助金交付申請額と異なる場合があります。
- ・補助金交付に際し、市長が必要な条件を付す場合があります。
- ・交付決定額は補助金額の上限額を示すものであり、事業完了後、実績報告に基づき補助金額を確定します。

### 【補助事業の変更・中止等】

補助金の交付決定後に、やむを得ず、次の①～③に掲げる事業内容の変更該当する場合は、交付決定者は、あらかじめ変更(中止)申請書(様式第3号)により変更もしくは中止の届出をしてください。ただし、補助金額の増額はできません。

- ①補助対象経費の20パーセントを超えて変更しようとするとき
- ②対象品目の内容、経費の配分に係る事項の変更
- ③補助事業を中止しようとするとき

### (3)実績報告・請求

**受付期間:交付決定日～令和9年2月2日(火)必着**

補助事業を完了(工事・設置等の完了及び支払の完了を指す。)したときは、に下記の関係書類等を添付して提出してください。

提出書類	注意事項
①実績報告書兼請求書(様式第4号)	
②請求書	型番、工事費内訳、購入店舗所在地の記載があるもの
③支払の根拠となる書類	領収書やレシート等 ※口座振替・インターネットバンキングを利用の場合、依頼書及び引落しが確認できる書類(通帳コピーなど)を添付してください。 ※クレジット払いの場合、領収書等、カード利用明細書及び引き落としが確認できる書類(通帳コピーなど)を添付してください。
④製造業者(メーカー)が発行する保証書の写し	型番や製造番号が分かるもの
⑤着工前後写真	設置したものの全体の写真及び型番や製造番号がわかる写真を提出してください。
⑥振込先金融機関口座確認書類	通帳の口座番号やカタカナの口座名義が確認できるページの写しを提出してください。 当座預金の場合は、口座開設時に送付される通知書やインターネットバンキングの口座情報画面を印刷したものなどを提出してください。

### (4)補助金額の確定・支払い

実績報告書兼請求書提出後、市はその内容を審査し、書類確認や現物確認等を行います。その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金額を確定します。

### 【お問合せ・申請先】

持込又は郵送で受付をします。ただし、郵送または各市民センターへ提出された場合は、受付までに時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

南砺市 商工企業立地課 商工振興係  
〒939-1692 南砺市荒木 1550 別館2階  
TEL:0763-23-2018 FAX:0763-52-6349